

あさがお

2006/04/20 発行
大津市浜大津 3-2-4
NPO 法人 あさがお
発行人 錦田昭二郎

皆さんこんにちは！NPO法人あさがおは、皆さまのあだなかいご指導・ご支援をいただき、活動を開始して一年を迎えることができました。

開所一年振り返って

：錦田 昭二郎：

高齢者・障がい者などの権利擁護・成年後見制度の推進を目的とし昨年一月NPO法人あさがおが皆様方のご期待とご指導のもと誕生し一年が経過しました。この間会員の皆様には格段のご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございました。改めて厚くお礼申し上げます。

あさがおのこの一年を振り返りますと、設立当初ということで法人運営にかかる諸規定や備品などの整備、個人情報保護のためのセキュリティ対策などにドタバタしましたが事業は順調に展開されたと自負しています。例えば諸事業の根幹である権利擁護に関する

相談実件数は158件、延件数は1533件に及んでいます。また、あさがおが法人後見人として関わることは予定も含め22件となっています。わずか1年の経験ですが、新しく気づいたことや予想以上の事態の深刻さ、チームアプローチの重要さなど再確認いたしました。

後見申し立ての場合、被後見人となる人の資産の把握が必要となります。負債の有無は？預貯金は？収入は？などが契約書や預金通帳などの散逸があつたりして全貌の把握がなかなかできない。



やっと整理できたと思うと借金の督促状がくるといった具合です。これらに伴う事務処理も申し立て時の手数料や旅費などの立替の払いなどかなり煩わしいものです。悪質商法にかかわっている場合は弁護士や消費生活センターに相談をしながらすすめています。後見事務については日々の生活費の支出、借金の支払い、収入の管理ーあるケースでは税金の確定申告など財産の管理のほか健康や介護サービスの評価など身上監護を行っています。

これらのことにあたって当人をどう

りまく民生委員、ケアマネージャーなどの見守りと協力は基本的なことです。社会福祉協議会の行う地域福祉権利擁護事業との協力、家庭裁判所との連携をより強固にしなければと痛感しました。精神科医、弁護士の積極的な参加と支援は不可欠です。

本年四月から高齢者に対する虐待防止法が施行され、新しく設置された地域包括支援センターの基本機能の一つとして権利擁護事業が掲げられ成年後見制度の推進が図られることとなりました。あさがおはセンターとの協力やスーパー ragazzi、さらには増加が予想される市町長申立てによる後見などますます忙しくなると思います。成年後見制度は市民後見人の養成、後見にかかる報酬の問題や医療行為に対する同意などまだまだ課題を抱えていますが、高齢者・障がい者に対する虐待防止・権利擁護に向けて更に努力を重ねる所存でございます。会員の皆様の倍旧のご支援・ご指導を職員とともにお願ひいたします。

なお、機会がありましたら事務所にお立ち寄りいただき職員との会話をいただければと存じます。



権利擁護セミナーへのご参加 ありがとうございました！

17年度の研究事業（厚生労働省老人保健健康増進等事業）の一環として行ってまいりました権利擁護セミナーは、おかげをもちまして無事に終了することができました。皆様の多数のご参加ありがとうございました。

本セミナーは、6回に渡って成年後見制度や認知症・高齢者虐待など権利擁護に関する幅広いテーマを設定して行いました。出席者の方々にはアンケートにご協力をいただき、「難しい権利擁護の内容も、事例を交えた説明でわかりやすかった」「普段の仕事とセミナーの内容が結びついて、再度仕事について考える機会になつた」「これからもセミナーを続けていいほしい」「あさがおの情報発信を増やし、もっと多くの人に知つてもらいたい」など温かいご意見・ご感想が多数あり、熱く激励いただきました。ありがとうございました。

引き続き18年度のセミナーをどのような内容でしていくか模索しているところです。皆様から頂戴したご意見を活かして行つていければと考えております。今年度も宜しくお願ひいたします。

成年後見豆知識

今回のテーマ
市町村長申立

今回は、市町村長申立についてお話をします。

身寄りのない高齢者や障がい者の方々が成年後見制度を利用しようとする場合、市町村長によって申し立てをすることができます。

市町村長が申立をするのは、法律上「その福祉を図るために必要があると認めるとき」と定められていますが、具体的には次のような場合です。

- ① 配偶者も4親等内の親族もいない場合。
- ② 配偶者や4親等内の親族はいるが、認知症や障がい等で判断能力が不十分な場合。
- ③ 申立の必要があるにも拘らず、配偶者や4親等内の親族が申立を拒んでいる場合。
- ④ 配偶者や4親等内の親族が本人を虐待（介護放棄も含む）している場合。

市町村長申立にかかる必要経費は市町村の負担になります。ただし、本人に経済力がある場合は、市町村長が一時立て替えを行い、後に本人に求償します。

あさがおでも、市町村長申立の利用で後見をしているケースがあります。今後、その活用が期待されている制度です。

ご相談は各市町村の担当課や地域包括支援センター、又はあさがおなどで受け付けております。





ご
近
所
紹
介

今回は、あさがおの隣さん、中原洋服店をご紹介します。

中原洋服店の創業は100年以上前で、現在のご主人が7代目という大変歴史のあるお店です。以前は背広の専門店として親しまれていましたが、現在は学生服を専門で作られています。3月は新入生の学生服の注文が殺到する時期ということもあり、取材に伺ったときにも学生さんや父母の方が入れ替わり立ち代わり来店され、とてもお忙しそうでしたが、取材を快く引き受けくださいました。



中原洋服店のこだわりは「いいものを安く！」です。長年、独自の方法でいいものを安く手に入れ、お客様に提供されてきました。その方法についても詳しく教えていただきましたが、商売上の秘密なので、残念ながらここに載せることができません。ぜひ、一度お店へ行って、そのこだわりをご自身の目で確かめてみてください。

本
の
紹
介

今号からあさがお職員お勧めの本を紹介するコーナーを始めました。

大熊由紀子・開原成允著
『患者の声を医療に生かす』



東山 紘久著
『プロカウンセラーの聞く技術』



羽田澄子・外山義・大熊由紀子・北秋田市の皆さん著
『こんなまちなら老後は安心！ セーフティネットを鷹巣から北秋田へ そして全国へ』



角田 幸代著
『高齢者虐待を防ぐ地域のネットワーク 横須賀市高齢者虐待防止事業から』

新年度特別企画

✿『かまだ塾』開催のお知らせ✿



18年度、あさがおでは会員さん向けの講座として『かまだ塾』を開催する予定です。講師は法律、医療、福祉の専門家や実践に携わってこられた方をお招きし、すぐにお役に立つ知識から雑学まで多岐にわたる内容でお届けしたいと考えています。また質問や意見交換を行いやすいよう少人数で集まり、対話方式で進めていきます。

いずれも場所は「あさがお」の応接室です。スペースの関係で人数に制限があり、1講座10人までの予定です。なお、会員さんは無料、会員さんでない方は有料とさせていただきます。

ご案内については5月27日(土)の総会でさせていただきます。お楽しみに！！



〈編集後記〉

開所して丸一年目余りの桜の季節を迎えました。昨夏探ったあさがおの種は、事務机の引き出しの中で出番を待っています。この種をまいて今年はさらに沢山の大輪のあさがおの花を咲かせたいと思います。

◆今月の一言◆

つき出され
めたふいじかるな心太

加藤風信旗

✿会員募集のお願い✿

あさがおでは会員を募集しています。
ぜひご入会ください。

(個人会員)

	入会金	年会費
正会員	1,000円	5,000円
賛助会員	1,000円	2,000円

(団体会員)

	入会金	年会費
正会員	10,000円	50,000円
賛助会員	10,000円	20,000円